

お客様各位

ミレ信用組合

手形、小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素は、当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手に関しては、政府・産業界・金融界が一丸となり、「2026年度末までに全国手形交換所における手形、小切手の利用廃止、全面的な電子化」に向けた取組みを進める中、2026年度末で「電子交換所」の運用を終える方針が示されました。

これらの環境を踏まえ、当組合におきましても、手形、小切手の全面的な電子化に向けた取組として、下記の対応を実施いたしますのでお知らせします。

1. 当座預金の新規口座開設受付の廃止

2025年5月末日をもちまして、当座預金新規口座開設の受付を廃止させていただきます。

2025年6月以降、新規で事業性資金にかかる新規口座開設を希望される場合は、「普通預金口座」、「決済用普通預金口座」のいずれかをご利用ください。

既に「当座預金口座」をお持ちのお客様は引き続きご利用いただけます。

2. 手形帳、小切手帳の発行受付の終了

受付終了日：2026年3月31日（火）

上記期日をもちまして手形、小切手の発行受付を終了します。

3. 他行を支払地とする手形、小切手の入金手続き受付の終了

受付終了日：2027年2月1日（月）

上記期日をもちまして、他行を支払地とする、手形、小切手の入金手続きを終了します。

4. 2027年4月以降を期日とする手形、小切手の取立手続き受付の終了

受付終了日：2025年6月30日（月）

上記期日より、2027年4月以降を期日とする手形、小切手について代金取立手続きの受付を終了します。

5. 当座勘定規定の改定（払戻請求書による当座預金からの払戻受付の開始）

手続き開始日：2025年7月1日（火）

上記期日以降、現金出金等が必要な場合は当組合所定の払戻請求書に届出の印章を押印して記名することで払戻しを行うことができます。

6. 自己宛小切手（保証小切手）発行受付の終了

受付終了日：2026年3月31日（火）

上記期日をもちまして、自己宛小切手（保証小切手）発行手続きの受付を終了します。

7. 手形、小切手の最終振出期限日の設定

振出期限日：2027年2月1日（月）

最終期限日以降に振り出された手形、小切手は当座預金からの支払いができません。

手形、小切手機能を有する電子的決済手段として、下記の代替手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

- ミレビジネスダイレクトサービス（法人インターネットバンキング）

<https://www.mire.co.jp/businessbank/>

- でんさいネット

<https://www.densai.net/>

- でんさいライト ※2025年11月頃サービス提供開始予定

2025年												2026年												2027年		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
					← 1. 新規口座受付廃止 2025年5月31日まで																					
												2. 手形、小切手帳発行受付 2026年3月31日まで														
3. 他行を支払地とする手形、小切手の入金手続き受付 2027年2月1日まで																										
					← 4. 2027年4月以降を期日とする手形、小切手の取立手続き受付 2025年6月30日まで																					
					5. 払戻請求書による当座預金からの払戻受付の開始 2025年7月1日から																					
6. 自己宛小切手（保証小切手）発行受付 2026年3月31日まで																										
7. 手形、小切手の最終振出期限日 2027年2月1日まで																										

2026年の手形の 利用廃止

小切手の全面電子化へ

電子記録債権・
振込への
切替えはお早めに！

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス(※)への移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込



お早めに電子的決済サービスへ移行しましょう！

ポイント ①

政府は約束手形・小切手の利用廃止の方針

政府は、「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」との方針を示しています。

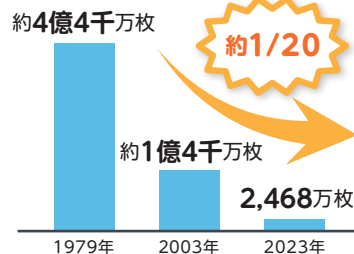


※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より

ポイント ②

手形・小切手の利用は毎年減少

手形・小切手の利用枚数はピーク時から約20分の1に減少しています。



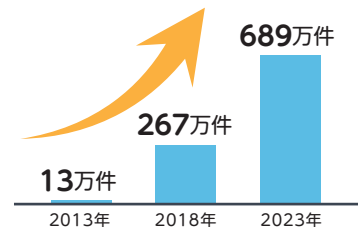
※「全国手形交換高」、「電子交換所における手形交換高」より(一部推計)

ポイント ③

電子的決済サービスの利用は毎年増加

代替手段の1つであるでんさいの利用件数は年々増加しています。

■発生記録請求件数(手形の振出に相当)



※「でんさいネット請求等取扱高」より

金融庁
Financial Services Agency

中小企業庁

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

JBA 一般社団法人
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION 全国銀行協会

SHINKIN 信用金庫

Shinkumi Bank
信用組合
しんくみ

受取・支払
企業の双方に
メリット!



電子化で負担のない取引へ!

紙の手形を電子記録債権(でんさい等)に、紙の小切手をインターネットバンキングによる振込に移行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。



支払企業

コスト削減

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

事務 負担軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

リスク低減

- ✓ 紛失・盗難の
心配がなく、
災害に強い

場所を選ばず利用可能

- ✓ いつでも・どこでも非対面の決済取引
- ✓ 金融機関・郵便局等への訪問不要



受取企業

資金繰りの円滑化

支払い期日に自動入金。
電子記録債権は必要な分
だけ分割して利用可能。

支払までは
簡単
3ステップ!



電子的決済サービス導入の流れ(支払利用)

コストメリットや会計システム、支払手続きの変更などを確認し、電子的決済サービスの導入を以下の流れで行います。

STEP

1

取引金融機関へご相談

専門スタッフの派遣や導入サポートのサービスを提供している金融機関もございますので、金融機関担当者にお問い合わせください。



STEP

2

取引先企業へご案内

電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認します。



STEP

3

取引金融機関への申込 / 社内の導入準備

社内の事務手続きや管理手順の見直しなどを行い、初期設定をします。

- ✓ 利用申込
- ✓ 事務運用方法
- ✓ 管理手順
- ✓ 初期設定



手形・小切手を電子的決済サービスへ

電子化、 もうお済みですか？

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス(※)への移行をご検討ください。

(※) 電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込



これから知っても
まだ間に合う！



電子化の3つのメリット

1

コスト削減

印紙税や
取引先への郵送料等が
不要



2

事務負担軽減

どこでも利用でき、
煩雑な事務負担
を軽減



3

リスク低減

盗難・紛失
の心配がなく、
災害にも強い



 **金融庁**
Financial Services Agency

 **中小企業庁**

 **日本商工会議所**
The Japan Chamber of Commerce and Industry

JBA
JAPANESE
BANKERS
ASSOCIATION

一般社団法人
全国銀行協会

SHINKIN

信用金庫

Shinkumi Bank

信用組合

しんくみ

受取・支払企業の
双方にメリット!

電子化で負担のない取引へ!



紙の手形を電子記録債権(でんさい等)に、紙の小切手をインターネットバンキングによる振込に移行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。



支払企業

コスト削減

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

事務 負担軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

リスク低減

- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

場所を選ばず利用可能

- ✓ いつでも・どこでも非対面の決済取引
- ✓ 金融機関・郵便局等への訪問不要



受取企業

資金繰りの円滑化

支払い期日に自動入金。
電子記録債権は必要な分だけ分割して利用可能。

支払までは
簡単3ステップ!

電子的決済サービス導入の流れ(支払利用)



コストメリットや会計システム、支払手続きの変更などを確認し、電子的決済サービスの導入を以下の流れで行います。

STEP 1

取引金融機関へご相談

専門スタッフの派遣や導入サポートのサービスを提供している金融機関もございますので、金融機関担当者にお問い合わせください。



STEP 2

取引先企業へご案内

電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認します。



STEP 3

取引金融機関への申込 / 社内の導入準備

社内の事務手続きや管理手順の見直しなどを行い、初期設定をします。

- ✓ 利用申込
- ✓ 事務運用方法
- ✓ 管理手順
- ✓ 初期設定

